



埼玉県報

第142号
令和2年(2020年)
9月18日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害がん具等の指定（青少年課）
- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 令和2年度埼玉県毒物劇物取扱者試験の実施（保健医療政策課）
- 救急病院等の申出の撤回（医療整備課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 埼玉県コバトン健康マイレージシステム改修業務委託に関する契約の相手方等の公示（健康長寿課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 見沼代用水土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 蕨駅西口地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出（市街地整備課）
- 男性警察官用短靴の製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 一般国道140号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道熊谷児玉線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道熊谷児玉線の占用を制限する区域の指定（本庄県土整備事務所）
- 県道さいたま幸手線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 小児医療センター医療情報システム用パーソナルコンピューター等機器の調達に関する落札者等の公示（小児医療センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告示

埼玉県告示第千九号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十二条第一項の規定に基づき、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害がん具等として、次のとおり指定する。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

指定番号	種類	名称	構造等	指定理由
十二	がん具	クロスボウ （銃砲型近代洋弓）	銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっていた洋弓で、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢の先端から五十センチメートルの距離で〇・〇七重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの	青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

告 示

埼玉県告示第千十号

日高市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千十一号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
令和三年二月二十二日（月）	ソニックシティ（埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番五号）、ジェイエイ共済埼玉ビル（埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目二番地）

二 試験区分

- イ 一般毒物劇物取扱者試験
- ロ 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

- イ 毒物及び劇物に関する法規
- ロ 基礎化学
- ハ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
- ニ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第七十四号）第九条の受験願書

ロ 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

令和二年十月五日（月）から同年十月十六日（金）まで

埼玉県毒物劇物取扱者試験センター（印西郵便局私書箱七号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

令和三年三月二十二日（月）及び同年三月二十三日（火）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

令和三年三月二十二日（月）午前十時から同年四月二十一日（水）午後五時まで

告 示

埼玉県告示第千十二号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		撤回日
堀川病院	所在地 埼玉県本庄市本庄一丁目四番十号	令和二年五月三十一日

告示

埼玉県告示第千十三号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和二年六月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団心志会本庄駅前病院	埼玉県本庄市駅前一丁目三千百十五番三十五号	令和五年三月十九日

告示

埼玉県告示第千十四号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和二年九月九日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団東光会戸田中央産院	埼玉県戸田市上戸田二丁目二十六番三号	令和五年九月八日
医療法人さくらさくら記念病院	埼玉県富士見市水谷東一丁目二十八番地一	同右
医療法人社団武蔵野会TMGあさか医療センター	埼玉県朝霞市大字溝沼千三百四十番地一	同右
医療法人山柳会塩味病院	埼玉県朝霞市溝沼二丁目四番一号	同右
坪田和光病院	埼玉県和光市白子二丁目十二番十五号	同右
医療法人誠壽会上福岡総合病院	埼玉県ふじみ野市福岡九百三十一番地	同右
富家病院	埼玉県ふじみ野市亀久保二千百九十七番地	同右
医療法人社団嬉泉会春日部嬉泉病院	埼玉県春日部市中央一丁目五十三番地十六号	同右
医療法人社団大和会慶和病院	埼玉県越谷市千間台西二丁目十二番地の八	同右
指扇病院	埼玉県さいたま市西区宝来千二百九十五番地一	同右
独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター	埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目九番三号	同右

東松山市立市民病院	埼玉県東松山市大字松山二千三百九十二番地	令和五年九月八日
シヤローム病院	埼玉県東松山市大字松山千四百九十六番地	同右
南古谷病院	埼玉県川越市大字久下戸百十番地	同右
医療法人社団誠弘会池袋病院	埼玉県川越市大字笠幡三千七百二十四番地六	同右
社会医療法人財団石心会	埼玉県狭山市入間川二丁目三十	同右
埼玉石心会病院	七番地二十号	同右
社会医療法人壮幸会行田総合病院	埼玉県行田市持田三百七十六番地	同右
騎西病院	埼玉県加須市日出安千三百十三番地一	同右
医療法人社団日新会新井整形外科	埼玉県羽生市大字藤井上組千九番地	同右
新久喜総合病院	埼玉県久喜市上早見四百十八番地一	同右
蓮江病院	埼玉県久喜市本町一丁目七番十二号	同右
医療法人土屋小児病院	埼玉県久喜市久喜中央三丁目一番十号	同右
医療法人社団優慈会佐々木病院	埼玉県深谷市西島町二丁目十六番地一	同右
医療法人桂水会岡病院	埼玉県本庄市北堀八百十番地	同右
医療法人柏成会青木病院	埼玉県本庄市下野堂一丁目十三番二十七号	同右
医療法人鈴木外科病院	埼玉県本庄市児玉町八幡山二百九十三番地	同右

告 示

埼玉県告示第千十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県コバトン健康マイレージシステム改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県保健医療部健康長寿課健康長寿担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番地1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年7月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1号
- 5 契約金額
45,540,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告示

埼玉県告示第千十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

F U J I M A L L 吹上

埼玉県鴻巣市袋九十番地の一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 千十八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八百八十台

ハ 変更年月日

令和三年五月八日

ニ 届出年月日

令和二年九月七日

二 縦覧期間

令和二年九月十八日から令和三年一月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年九月十八日から令和三年一月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、見沼代用土地利用改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	羽 鳥 富士郎	埼玉県行田市大字須加四千四百九十二番地

告 示

埼玉県告示第千十八号

令和元年埼玉県告示第四百十九号で公示した公共測量は、令和二年三月二十七日終了した旨測量計画機関である埼玉県から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一〇一六―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県鴻巣市原馬室字上曾部二百五十一―一 他百五十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百十五立方メートル

告 示

埼玉県告示第千二十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により蕨駅西口地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 氏名 株式会社須賀商店 代表取締役 須賀 昭仁
- 二 住所 埼玉県蕨市中央一丁目一番八号

告 示

埼玉県告示第千二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用短靴の製造請負（単価契約） 7,061足
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年7月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
赤城工業株式会社 東京都江東区北砂1丁目13番4号
- 5 落札金額
50,447,314円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年5月22日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年九月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	<p>秩父市荒川久那字下モ屋敷三七八〇番 一〇地先から秩父市荒川上田野字上下 石原七番一〇地先まで</p>	区 間
一三・一五〽五二・二九	八・七五〽二九・八五	敷地の幅員 (メートル)
五二四・七	五二四・七	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年九月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

<p>熊谷児玉線</p>	<p>路線名</p>
<p>児玉郡美里町大字北十条字前畑七九 七番地先から同郡同町大字南十条字 南四四八番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年九月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年六月八日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第八号で告示した道 路予定区域の供用開始であ る。延長一七九・三〇メー トル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和二年九月十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 熊谷児玉線 児玉郡美里町大字北十条字前畑七九九番三地先か

ら同郡同町大字南十条字南六六番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年九月十九日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年九月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

<p>さいたま幸手線</p>	<p>路線名</p>
<p>北葛飾郡杉戸町大字下野字山合八九五番一地从先から同郡同町大字下野字山合九四六番五六地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年九月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年二月九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 三二六・八二メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県病院事業告示第三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年九月十八日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 購入等件名及び数量

小児医療センター医療情報システム用パーソナルコンピューター等機器 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立小児医療センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県さいたま市
中央区新都心1番地2

3 落札者を決定した日

令和2年7月15日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 落札金額

196,790,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年5月15日

告 示

埼玉県教委告示第二十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年九月十八日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和二年九月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 令和三年度当初教育局等人事異動方針について
- ロ 令和二年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰について
- ハ 令和二年度優秀な教職員の表彰について
- ニ その他